

清掃業務仕様書

1 業務内容

本業務は、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）の清掃管理業務を委託することにより、学内の衛生的環境の確保、美観の保持、劣化の抑制を図り、快適な教育・研究環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。なお、受託者は建築物衛生法、労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守し、適正に業務を実施しなければならない。また、本仕様書は作業の大要を示すものであり、本仕様書に記載のない事項であっても、現場の状況を踏まえ、速やかに行うべき軽微な作業又は業務のうち、本学が施設管理上必要と認めたものは委託金額の範囲内で実施するものとする。

2 対象施設等

(1) 対象施設

本学（京都市立美術工芸高等学校との共用部分を含む。）の構内及びその周辺

(2) 実施場所

京都市下京区下之町5 7 番地ほか

参考：京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備 実施設計

3 委託する事項

- (1) 日常清掃に関すること。
- (2) 定期清掃に関すること。
- (3) 臨時清掃に関すること。
- (4) 特別清掃に関すること。
- (5) 一般廃棄物の学内における処分に関すること。
- (6) 樹木及び屋上グラウンド等の散水に関すること。
- (7) その他本学が必要と認める業務等に関すること。

4 業務体制

業務を円滑に実施するため、下記の業務体制を構築し、過剰な人員削減による作業の質の低下、作業トラブルによる苦情を招かないこと。

そのために本学としては過去の実績から、下記の業務体制を常時（午前8時～午後5時）、維持する必要があると想定している。

「業務責任者」（1名）：業務の連絡調整を行い、現地における清掃責任者

「業務担当者」（1名）：業務を実施する者で、現地における清掃担当者

「業務従事者」（複数名）：現地の清掃業務に従事し、業務計画書に基づき業務を実施する者

なお、業務責任者又は業務担当者は、1級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は、清掃業務において作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、同規模の施設の実務経験5年以上程度の者を選定すること。

業務責任者及び業務担当者はすべて社員でなくてはならず、パート・アルバイトは不可とする。なお、業務責任者は、基本仕様書の統括責任者が兼務することを可とする。

5 業務関係提出図書

(1) 業務計画書（任意様式）

次の項目を記載した業務計画書を作成し、業務開始までに統括責任者を通じて、職員に提出すること。

なお、業務計画書に疑義が生じた場合は、本学と受託者との間で別途協議する。

ア 業務概要（業務名、期間、業務場所）

イ 業務実施体制表

ウ 年間作業計画表

エ 月間作業計画書

オ 業務管理（業務内容、作業日時、作業範囲、作業要領、その他必要事項）

カ 安全管理（緊急連絡先、その他必要事項）

(2) 関係者等届出書

業務責任者、業務担当者及び業務従事者（以下「業務関係者等」という。）について、次の事項を業務開始までに職員に届け出ること。

なお、一時的に代替要員を用いる等の変更が生じる場合も同様とする。

ア 業務責任者（氏名、資格、経験年数）

イ 業務担当者（氏名、資格、経験年数）

ウ 業務従事者（氏名、経験年数）

6 業務の報告及び検査

(1) 業務の報告

業務責任者は、各業務終了後、次の書類等をまとめ、統括責任者を通じて、職員へ提出すること。

ア 月間作業報告書

毎月1回、提出すること。

イ 作業日報書（1日の作業内容を記録し、報告する。）

1週間に1回、1週間分をまとめて、提出すること。なお、情報共有すべき事項等があれば都度報告すること。

(2) 検査

「(1) 業務の報告」に基づいて提出する書類によって、職員の検査を受け、清掃内容の不備等の指摘を受けた際は、該当箇所の手直しを行うこと。

7 費用の負担

(1) 次に掲げるものは、本学の負担とする。

ア トイレットペーパー（在庫切れにならないよう早めに職員に申し出ること。）

イ 業務関係者等の控室及び資機材の保管場所

ウ 本業務の実施に伴い、発生する光熱水費

(2) 次に掲げるものは、受託者の負担とする。

ア 本委託業務の実施で使用する器材（ゴム手袋、雑巾、スポンジ、ブラシ、モップ、ほうき、掃除機、移動用カートなど）

イ 清掃薬品等（陶器製の洗面台や便器等を清掃する際には、中性洗剤を使用すること。）

ウ 本委託業務に伴う以下の消耗物品

- ・ 回収用ゴミ袋

（市販の90ℓまでの容易に破れない丈夫な袋で無色透明又は白色透明のものを使用すること。）

- ・ 手洗い石鹸液

（年間予定使用量 900ℓ／年（予定であり変動の可能性あり））

- ・ トイレ芳香剤

（各男女トイレに1個以上、適宜交換すること。）

エ 窓ガラス等清掃に係る用具等及び薬品

オ 特別清掃に係る床材用ワックス及び用具

8 委託内容

(1) 日常清掃

月曜日から金曜日（以下、「平日」という。）の午前8時から午後5時の間に、授業や学内行事等に影響が出ないよう別紙1「清掃作業基準表」及び別紙2「清掃作業内容」のとおり、清掃作業を実施すること。ただし、別紙1に記載された職員事務室、事務室（事務室）、学長室、保健室及び学外連携ラボについては、午前8時までに終了すること。

なお、各部屋の使用用途の変更により、清掃実施回数や作業内容を変更する場合がある。

ア 実施範囲及び実施回数等

別紙1「清掃作業基準表」のとおり

なお、4月1日～4月10日、8月8日～9月22日、12月27日～1月3日、3月20日～3月31日は、本学の休業期間（予定）とし、別途、本学と協議のうえ、清掃範囲等を縮小する。

イ 実施内容

別紙2「清掃作業内容」のとおり

(2) 定期清掃

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定される休日（以下、「休日」という。）のいずれか又は休業期間中に、職員と実施日を相談し、ワックス塗りや床洗浄等（作業対象：階段、トイレ、廊下、居室 他）を年1回以上は、実施すること。なお、清掃範囲は、約23,800㎡を想定している（清掃箇所、清掃方法は、別途協議する。）。

実施に当たっては、月間作業報告書に、作業前後のカラー写真を添付すること。

(3) 臨時清掃

建物内及び敷地内を1日1回以上巡回し、汚れ、汚物等の発見に努めるとともに、汚れ、汚物及び塵芥等があった場合は、その都度速やかに清掃を行うこと。

また、学生、教職員が汚れや汚物、塵芥等を発見した場合も職員の指示に従って、その都度速やかに清掃を行うこと。

特に本学敷地内の建物外周については、別紙1「清掃作業基準表」において、週2回になっているが、1日1回以上の巡回等でごみ等を発見し、その都度速やかに清掃すること。

(4) 特別清掃

ア 大学周辺の道路等の清掃

平日の午前9時から午後5時の間に1日1回以上、別紙3「敷地外及び河川等清掃仕様書」のとおり、清掃すること。

イ 落ち葉の収集（年間を通して適宜、構内道路及び構内通路等を清掃する。）

- ・ 主な清掃等の範囲

テラス、軒下、各棟の出入り口、構内道路、通路及び敷地の外周公道（落ち葉清掃に限る。）その他本学が指定する場所

- ・ 清掃方法

落葉は、ブロアー、掃除機などの機器又は熊手、ホウキなどで掃き集める。

なお、清掃を実施する際、駆動音が発生する機器を使用する場合は、授業等に支障がないようにすること。

- ・ 清掃後の処理

植樹が根腐れを起こすため、植樹の根元などに落葉等を掃き集めず、職員と協議して、指定場所に集積すること。

ウ 大学が管理する水路等の清掃

休日のいずれかで、実施日を職員と相談し、年2回以上、別紙3「敷地外及び河川等清掃仕様書」のとおり、清掃すること。

エ 窓ガラスの清掃

休日又は休業期間中のいずれかで、実施日を職員と相談し、年1回以上、別紙4「窓ガラス等清掃業務仕様書」のとおり、清掃すること。

オ 公演、式典等の実施に伴う清掃

日常清掃以外に、C4棟に設置している講堂、大合奏室及び伝音セミナー室並びにC3棟に設置している中合奏室については、別紙5「特別清掃業務仕様書」のとおり、実施すること。

(5) 一般廃棄物の学内における処理

清掃業務等により敷地内外から発生するごみや各棟に設置するごみ箱に廃棄されたごみを運搬及び集積し、ゼロ・エミッション実践活動（焼却・埋立処理するごみを限りなくゼロに近づけるため、分別リサイクルの徹底等の取組みを行う。）として、分別が行われていない場合は、適正な分別を行うこと。

なお、運搬及び集積したごみは、本学が用意するごみコンテナに保管し、本学が契約するごみ回収事業者が処分する。ただし、ごみコンテナ、集積場所のコンクリート床は、受託者が用意した散水用ホースリールで水洗いをする。

なお、事業系一般廃棄物としての処分業務は、本学が別途事業者へ委託する。分別を行うための分類は、以下の4分類とする（予定）。

ア 可燃ごみ

イ 缶、ビン及びペットボトル

ウ 新聞、雑誌、段ボール及び雑がみ

エ プラスチック製容器包装

(6) 樹木及び屋上グラウンド等の散水

6月1日から10月1日の平日に、授業や学内行事等に影響が出ないよう職員と実施日を相談し、週2回以上、構内の樹木及びグラウンドに散水を行う。

なお、散水場所、散水方法については、別途協議する。

(7) その他本学が必要と認める業務等

ア 雨天後には、建物出入口付近、玄関ホール及び風除室など滑りやすい箇所について、スクイージーを使用して、排水作業を実施すること。

イ 雪又は、雪が予想される時には、建物出入口周辺の除雪など、来校者の導線確保するための措置を講じること。

ウ 感染症等の拡大により構内の消毒等が必要になった場合は、消毒作業に協力すること。なお、消毒作業の費用は、別途、本学が負担する。